

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものと認められるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は学校給食の調理業務に従事していた。事業場にA職員が異動してくることとなり、請求人はB主任からA職員の補助（指導）をするように言われた。

A職員は、衛生面でのミスや機械の操作誤りなどを繰り返し、請求人が何度注意しても改善されなかったため、請求人はB主任に担当を替えてもらうよう頼んだところ、4日目を降、A職員は調理担当から外されることとなった。

約2か月後、A職員は作業中にめまいを訴え早退・休職となり、その2週間後に自宅で自殺した。

翌日、全職員に自殺があったことが報告され、遺書に請求人の名前があったことも公表された。また、その後にA職員の親戚が事業場を訪れ、請求人との面会を求めてきたこと等もあった。

請求人はカウンセラーからの勧めもあり、〇クリニックを受診し「ストレス反応」と診断され、その療養中にさらに「重度ストレス反応および適応障害」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は本件疾病が業務上の事由により発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

請求人の心理的負荷を単なる「対人関係のトラブル」と認定しているが、より重い「過重な責任の発生」とするべきであり、心理的負荷の強度はⅢに修正すべきである。本件疾病は、業務に起因し発症していることは明らかであり、監督署長の不支給決定処分は誤りである。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」（以下「判断指針」という。）に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

#### (1) 発症時期について

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F43.22 混合性不安抑うつ反応」を平成〇年〇月に発症していると認められる。

#### (2) 出来事の心理的負荷の評価

- ・ 3日間、A職員の指導役を行ったことについては「仕事内容・仕事量の大きな変化があった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

上司に指導役の変更を訴え、まもなくA職員が業務変更となり指導役の仕事がなくなった。また、職場内では通常の注意をしていたが、いじめはなかったとされていることから心理的負荷の強度について修正は行わない。

- ・ A職員の遺族とのトラブルがあったことについては「同僚とのトラブルがあった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅰ」である。

本件は人生の中でまれに経験することもある強い心理的負荷といえるが、請求人は自殺との関連性を明確に否定していること等から、心理的負荷の強度について「Ⅱ」に修正する。

### (3) 出来事に伴う変化を評価する視点

仕事の量・質、職場環境の変化等で、評価すべき問題は認められないことから「特に過重」であったとは認められない。

### (4) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価について

- ・ A職員が自殺し、遺書に自分の名前があったことについては「友人、先輩に裏切られショックを受けた」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

- ・ 子供が受験勉強を始めていることについては「子供の入試・進学があった又は子供が受験勉強を始めた」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅰ」である。

### (5) 結論

以上から、業務による心理的負荷の強度は「Ⅱ」であり、「特に過重」とは評価できないことから、総合評価は「強」とは認められない。

## 4 審査官の判断

### (1) 発症時期について

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F43.22 混合性不安抑うつ反応」を平成〇年〇月に発症していると認められる。

### (2) 出来事の心理的負荷の評価

- ・ 「仕事内容・仕事量の大きな変化があった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

上司に指導役の変更を訴え、まもなくA職員が業務変更となり指導役の仕事がなくなった。また、職場内では通常の注意をしていたが、いじめはなかったとされていることから心理的負荷の強度について修正は行わない。

- ・ 「同僚とのトラブルがあった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅰ」である。

本件は人生の中でまれに経験することもある強い心理的負荷といえるが、請求人は自殺との関連性を明確に否定していること等から、心理的負荷の強度について「Ⅱ」に修正する。

- ・ 請求人にとって直接の行為ではないが、出来事の責任を問われていることについて「会社で起きた事故（事件）について、責任を問われた」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

なお、マスコミ報道の大きさ等から、人生の中でまれに経験することもある強い心理的負荷といえ、心理的負荷の強度について「Ⅲ」に修正し、その総合評価は、大きな社会的反響があったことから、「強」と認められる。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価について

- ・ 「友人、先輩に裏切られショックを受けた」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。
- ・ 「子供の入試・進学があった又は子供が受験勉強を始めた」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅰ」である。

(4) 結論

以上から、業務による心理的負荷の総合評価は「強」であることから、業務上の事由によるものと認められる。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付を支給しないとした旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。